

## 平成26年第7回羽幌町議会臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成26年10月1日（水曜日） 午後 2時01分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 選挙第 1号 羽幌町外2町村衛生施設組合議会の議員選挙について

第 5 同意第 5号 羽幌町監査委員の選任について

### ○追加日程

第 1 意見案第7号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書の提出について

### ○出席議員（8名）

1番 森 淳 君	2番 金 木 直 文 君
3番 小 寺 光 一 君	4番 寺 沢 孝 毅 君
5番 船 本 秀 雄 君	6番 磯 野 直 君
10番 熊 谷 俊 幸 君	11番 室 田 憲 作 君

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	舟 橋 泰 博 君
副 町 長	石 川 宏 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
総 務 課 長	井 上 顕 君
総務課長補佐	酒 井 峰 高 君
総務課総務係長	伊 藤 雅 紀 君
財 務 課 長	三 浦 義 之 君

### ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	藤 岡 典 行 君
総 務 係 長	清 水 聡 志 君
書 記	逢 坂 信 吾 君

◎開会の宣告

○議長（室田憲作君） ただいまから平成26年第7回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 2時01分）

◎町長挨拶

○議長（室田憲作君） 町長から議会招集の挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 平成26年第7回羽幌町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、また先般の9月定例会に続きご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は、議会選出監査委員の選任1件でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、

4番 寺 沢 孝 毅 君            5番 船 本 秀 雄 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（室田憲作君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（室田憲作君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

次に、閉会中3名の議員より議長に辞表の提出があり、地方自治法第126条並びに会議規則第99条第1項及び第2項の規定により議長名をもって許可をいたしましたので、ご報告いたします。辞表提出者は、議席順に7番、平山美知子君、8番、橋本修司君、9番、駒井久晃君であり、辞職年月日は橋本議員が平成26年9月22日、平山議員並びに駒井議員は平成26年9月30日であります。したがって、本日10月1日以降の議員数は、定数11名に対して3名欠員の8名となります。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 3時56分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎会議時間の延長

○議長（室田憲作君） 本日の会議時間は、議事進行の都合によってあらかじめ延長します。本日の会議時間を延長することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

#### ◎選挙第1号

○議長（室田憲作君） 日程第4、選挙第1号 羽幌町外2町村衛生施設組合議会の議員選挙についてを議題とします。

議員辞職に伴い欠員となった羽幌町外2町村衛生施設組合議会の議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により議長において指名推選にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名推選することに決定しました。

羽幌町外2町村衛生施設組合議会議員に3番、小寺光一君を指名推選します。

お諮りします。ただいま指名推選しました小寺光一君を羽幌町外2町村衛生施設組合議

会議員選挙の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、小寺光一君が当選されました。

ただいま羽幌町外2町村衛生施設組合議会議員に当選されました小寺光一君が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎同意第5号

○議長(室田憲作君) 日程第5、同意第5号 羽幌町監査委員の選任についてを議題とします。

本案につきましては、熊谷副議長の一身上に関する事件であり、除斥に該当するため、地方自治法第117条の規定によって10番、熊谷俊幸君の退場を求めます。

(10番 熊谷俊幸君 退場)

○議長(室田憲作君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、舟橋泰博君。

○町長(舟橋泰博君) 提案理由の説明に入る前に、皆様方に議案のほうへお書き入れ願いたいと思います。

住所、苫前郡羽幌町港町5丁目1番地の1、氏名、熊谷俊幸、生年月日、昭和24年3月27日生まれ、65歳。

それでは、同意第5号 羽幌町監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議会選出監査委員であります駒井久晃氏が平成26年9月30日付をもちまして辞職されたことから、新たに熊谷俊幸氏を議会選出監査委員としてご同意賜りたく、ご提案いたすものであります。

既にご承知のこととは存じますが、氏の人格、識見はもちろんのこと、長年培われてきた議員経験のもと監査委員としてご尽力いただきたく、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長(室田憲作君) これから同意第5号 羽幌町監査委員の選任について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号 羽幌町監査委員の選任については同意することに決定しました。

10番、熊谷俊幸君の除斥を解きます。

（10番 熊谷俊幸君 入場）

#### ◎日程の追加

○議長（室田憲作君） お諮りします。

ただいま寺沢議員から意見案第7号が提出されました。本意見案は、本町の基幹産業である農水産業等に及ぼす影響が甚大であることに加え、緊急性の高い案件であることを認めます。したがって、地方自治法第102条第6項の規定に従い、これを本臨時会の日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第7号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議案配付のため暫時休憩します。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時04分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎意見案第7号

○議長（室田憲作君） 追加日程第1、意見案第7号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 意見案第7号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月1日提出。

提出者、羽幌町議会議員、寺沢孝毅。賛成者、羽幌町議会議員、船本秀雄、同じく、熊谷俊幸君。

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書（案）

軽油引取税については、平成21年度の地方税法改正により、道路特定財源としての目

的税から普通税へ変更されたことで、平成24年3月末をもって課税免除措置が廃止される予定となっていたが、各界からの強い要請により、3年間の延長措置が認められ、平成27年3月末での適用期限を迎えることとなる。

この課税免除措置は、本町の基幹産業である農林水産業における作業用機械や漁船、離島航路を支える船舶、スキー場のゲレンデ整備車等にも活用されるなど、地域の幅広い産業の経営安定、収益向上に貢献してきたところである。

燃料価格が高止まりする中、厳しい経営環境に置かれている地方の事業者にとって、課税免除措置が廃止されることは、さらに大きな負担増を強いられることになり、地域経済にも深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

特に、農業者にとっては、農業改革に対応するための農地の集積等で、より大型の農業機械の導入が必要とされており、農業経営へ与える影響は深刻である。

漁業者にとっては、事業経費に占める燃料費の割合が極めて大きく、燃料価格の上昇は直ちに漁業経営を圧迫することとなり、課税免除措置の廃止による更なる負担増は、漁業者を廃業に追い込むことにもなりかねない。

また、離島航路を運営する事業者にとっては、高速船や作業用機械の燃料として軽油を使用しているが、課税免除措置の廃止による負担増は更なる経営赤字の増大となり、町補助金の増大にも繋がることとなる。

こうしたことから、国においては、軽油引取税の課税免除措置を受けている農林水産業者、索道事業者、船舶運航事業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことが無いよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月1日、羽幌町議会議長、室田憲作。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。

○議長（室田憲作君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第7号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することといたします。

#### ◎閉会の宣告

○議長（室田憲作君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、平成26年第7回羽幌町議会臨時会を閉会します。

(午後 4時09分)